

島根県報

第一、五〇二号
平成十五年九月五日
(金曜日)

告示

目次

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	一
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	一
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	二
土地改良事業施行の認可	(農村整備課)	二
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(")	二
県営土地改良事業の工事の完了	(")	二
内水面における共同漁業及び区画漁業の免許	(水産課)	三
内水面における遊漁規則の認可	(")	三
道路の区域の変更	(道路維持課)	一
道路の供用開始	(")	二
自動車専用道路の指定	(")	二
国土調査の指定	(用地対策課)	一三
国土調査の指定	(")	一三
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	(環境生活総務課)	一四
都市計画公聴会の開催(六件)	(都市計画課)	一四

告示

示

島根県告示第七百三十七号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 社会福祉法人 邑智福祉振興会	指定した 事業	事業所の名称 ヘルパーステー ションひまわり	事業所の所在地 邑智郡石見町大 字中野三五九 一 一一一	指定年月日 平成十五年八月 二十七日
-----------------------------	------------	------------------------------	---------------------------------------	--------------------------

島根県告示第七百三十八号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 株式会社 イ学館	指定した 事業	事業所の名称 アイリスケアセン ター浜乃木	事業所の所在地 松江市浜乃木 六六一三三	指定年月日 平成十五年八月 二十七日
-----------------------	------------	-----------------------------	----------------------------	--------------------------

社会福祉法人 邑智福祉振興会	居宅介護	ヘルパーステー ションひまわり	邑智郡石見町大 字中野三五九 一 一一一	平成十五年八月 二十七日
-------------------	------	--------------------	----------------------------	-----------------

島根県告示第七百三十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した 事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 邑智福祉振興会	居宅介護	ヘルパーステー ションひまわり	邑智郡石見町大 字中野三五九 一 一一一	平成十五年八月 二十七日
社会福祉法人 せんだん会	短期入所	知的障害者通所授 産施設 梨の木園	安来市飯梨町三 〇三一	平成十五年八月 二十七日

島根県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 八束郡八雲村土 地改良区	事業名 大田地区用排水施設事業（がんばる島 根農林総合事業・小規模土地基盤整備 事業）	認可年月日 平成十五年八月二十七日
--------------------------	--	----------------------

島根県告示第七百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 出雲市	事業名 東角谷地区農道事業（地すべり関連事 業） 仲田地区農道事業（田園空間整備事業）	認可年月日 平成十五年三月二十六日 平成十五年三月二十八日
--------------	--	-------------------------------------

島根県告示第七百四十二号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

事業名 八束地区用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）	完了年月日 平成十五年七月八日
---------------------------------	--------------------

島根県告示第七百四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、内水面における共同漁業及び区画漁業を平成十五年九月一日付けで次のとおり免許した。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名（名称）

公示番号 免許番号	住 所	氏 名（名称）
内共第一号	松江市袖師町六番九号	宍道湖漁業協同組合
内共第二号	飯石郡三刀屋町大字下熊谷一二七二番地五	斐伊川漁業協同組合
内共第三号	出雲市下古志町一六五五番地三	神戸川漁業協同組合
内共第四号	〃	〃
内共第五号	出雲市神西沖町九一五番地一	神西湖漁業協同組合
内共第六号	邑智郡川本町大字因原五六七番地一	江川漁業協同組合
内共第七号	那賀郡旭町大字本郷一二六八番地一	八戸川漁業協同組合
内共第八号	那賀郡金城町大字波佐イ四一六番地一	周布川漁業協同組合
内共第九号	那賀郡三隅町大字三隅一四三一番地	三隅川漁業協同組合
内共第十号	益田市神田町イ六一四番地	高津川漁業協同組合
内区第一号	八束郡玉湯町大字湯町一七九三番地	玉湯町
内区第二号	益田市神田町イ六一四番地	高津川漁業協同組合

二 免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び存続期間

平成十五年一月三十一日付け島根県告示第八十五号のとおり

島根県告示第七百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、内水面における遊漁規則を平成十五年九月一日付けで次のとおり認可した。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の住所及び氏名

飯石郡三刀屋町大字下熊谷一二七二番地一 斐伊川漁業協同組合

二 遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合は二種類以上の魚種について遊漁する場合は又は二種類以上の魚種について遊漁する場合は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

通常漁場	魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
通常漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱 笥	1日	2,000円
			1年	10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1日	2,000円
			1年	10,000円
	あゆ	手釣、竿釣	1日	1,000円
			1年	7,000円
	やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)	手釣、竿釣	1日	1,500円
1年			6,000円	
うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円	
		1年	4,000円	
全魚種	船 (ポートを含む) 使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円	
特設漁場	魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
	やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)、その他渓流魚	手釣、竿釣	1日	2,000円
場所	飯石郡吉田村大字芦谷地内長鳥橋上流から芦谷堰まで (400m) の深野川			

未就学の幼児	無料
小学生	無料 (但し、特設漁場におけるやまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)、その他渓流魚については前項に規定する額)
中学生	無料 (但し、渓流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額、及び特設漁場におけるやまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)、その他渓流魚については前項に規定する額)
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に500円を付加する。

(一) 遊漁料

(1) 遊漁料の額

- 一 内共第三号、第四号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権者の住所及び氏名
- 二 出雲市下古志町一六五番地三 神戸川漁業協同組合
遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項
- 三 遊漁承認証発行の場所
斐伊川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

漁具・漁法	規 模	期 間
投網	100ワット以下の燈火	火振による場合は8月1日より12月31日まで
たも網	網口径 1.5m以下	
覗水器		投網又はうなぎ籠箱を使用する場合は7月20日より12月31日まで

(二) 遊漁についての制限

(1) 漁具又は漁法

魚 種	期 間
あゆ	理事会の決定に基づき5月26日から12月31日までの間で組合で定め公示する日から12月31日まで

(2) 遊漁期間

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうち最も高い遊漁料とする。

通常漁場	魚 種	魚具・漁法	期間	遊 漁 料
	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)、もくずがに	竿釣、手釣、たも網	1日 1年	1,500円 7,000円
特設漁場	魚 種	魚具・漁法	期間	遊 漁 料
	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)	竿釣	1日	2,000円
	場所	頓原町大字頓原村地内頓原川合流点から頓原町大字頓原村2994番地先の宇山川第2号堰堤までの宇山川 頓原町大字頓原村地内神田川合流点から同地内位出谷川合流点までの頓原川及び頓原町大字頓原村27番地の3地先の位出谷川第1号堰堤より下流の位出谷川 頓原町大字志津見地内弓谷川における弓谷川堰堤		

未就学の幼児	無料
小学生	無料(但し、特設漁場におけるやまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)については前項に規定する額)
中学生	無料(但し、あゆ、うなぎ、やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)については前項に規定する額)
肢体不自由者	前項に規定する額の1/2に相当する額

漁 具 ・ 漁 法	期間	特別遊漁料
四ツ手網、投網、笠(もじ、もんどり)、瀬待網、投網	1年	10,000円
投網、瀬待網	1日	2,000円

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に500円を付加する。

(-) 遊漁料

(1) 遊漁料の額

- 一 内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権者の住所及び氏名
- 二 出雲市神西沖町九一五番地一 神西湖漁業協同組合
遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項
- 三 遊漁承認証発行の場所
神戸川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

漁具・漁法	規 模
たも網	網口径150cm以内

魚 種	期 間
あゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで。

(-) 遊漁についての制限

(1) 漁具又は漁法

(2) 遊漁期間

魚 種		期 間
こい、ふな、すずき	竿釣	
	投網	5月1日から12月31日まで

- (1) 漁具又は漁法及び遊漁期間
- (2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。
- (二) 遊漁についての制限

漁具・漁法	期間	遊 漁 料
竿釣	1日	300円
	1年	2,000円
投網	1日	800円
	1年	6,000円

小学生、未就学の幼児、 肢体不自由者	無料
-----------------------	----

- (一) 遊漁料
- (1) 遊漁料の額

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1年	10,000円
	投網	1日	3,000円
		1年	17,000円
ふな、こい、うなぎ、うぐい、すずき、 おいかわ(はえ)、もくずがに	手釣、竿釣	1日	500円
		1年	2,000円
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご 含む)、ごぎ(いわな含む)	手釣、竿釣	1日	1,300円
		1年	5,000円

手釣、竿釣に限り邑智町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200m上流にいたるまでの区域において船を使用する場合は年額1,000円を別途納付する。

肢体不自由者でその手帳を携帯している場合 70歳以上の老人(あゆ漁業を除く)	無料
あゆ漁業については一般の遊漁者の1/2の遊漁料とする	
小学生及び小学生未満のもの	無料
中学生	あゆ、やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご 含む)、ごぎ(いわな含む)、こい、ふな、うな ぎ、すずき、おいかわ(はえ)、うぐい 1ヵ年 510円

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に500円を付加する。

- (一) 遊漁料
- (1) 遊漁料の額
- 二 遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項
- 一 漁業権者の住所及び氏名
内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則
邑智郡川本町大字因原五六七番地一 江川漁業協同組合
- 三 遊漁承認証発行の場所
神西湖漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

二 遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項

一 漁業権者の住所及び氏名
 那賀郡旭町大字本郷一二六八番地一 八戸川漁業協同組合

内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

三 遊漁承認証発行の場所
 江川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

漁具・漁法	規 模
投網、たも網 (に ごりかき)	網目 3 cm (11節) 以上

魚 種	期 間
あゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ (はえ)、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)	3月1日から8月31日まで

(注) 10月1日から10月5日までの5日間は全面禁漁期間とする。

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

(1) 漁具又は漁法

(2) 遊漁期間

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
あゆ、うなぎ	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1年	12,000円
	投網、たも網	1日	3,000円
		1年	20,000円
やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)	手釣、竿釣	1日	1,500円
		1年	7,000円
こい、ふな、うぐい、おいかわ	手釣、竿釣	1日	300円
		1年	1,750円

(注) 覗水器を使用する場合は所定の料金に1ヵ年500円を加算する。

肢体不自由者 (手帳を有する者)、小学生以下の者		無料
70歳以上の老人 (年齢の証明を有する者) 但し、投網、たも網等、網類による漁法は除く		所定の料金の2分の1
中学生	あゆ	920円
	やまね (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ (はえ)	1年 300円
河川開放の日設定 魚種やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む) 魚類を除く		無料

期間 7月20日から8月31日まで

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に500円を付加する。

(1) 遊漁料の額

(二) 遊漁についての制限

(1) 漁具又は漁法

漁具・漁法	規 模
投網、たも網、手釣、竿釣	漁船を使用しないこと

(2) 遊漁期間

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	3月1日から12月31日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ (はえ)	1月1日から12月31日まで
やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)	3月1日から8月31日まで

三 遊漁承認証発行の場所

八戸川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

一 漁業権者の住所及び氏名

那賀郡金城町大字波佐イ四一六番地一 周布川漁業協同組合

二 遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項

(一) 遊漁料

(1) 遊漁料の額

魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
あゆ うなぎ	手釣、竿釣 竿釣、籠	1日	1,300円
		1年	7,000円
やまめ (あまご、降海型やまめ・あまご含む)、 ごぎ (いわな含む)	竿釣	1日	1,300円
		1年	7,000円
もくずがに	竿釣、手釣	1日	500円
		1年	1,500円

未就学の幼児	無料
小学生及び、肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

遊 漁 の 内 容	期間	特別遊漁料
(魚種) (漁具・漁法)	1年	
あゆ 刺網		6,000円
あゆ 投網		3,000円

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に500円を付加する。特別遊漁料金は周布川漁業協同組合において納付する。

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。(ただし特別遊漁料については加算)

(二) 遊漁についての制限

(1) 漁具又は漁法

漁具・漁法	規 模
刺網 たも網 籠(うなぎ)	全長10m以下 網口径2m以下 竹籠10筒以内

(2) 遊漁期間

魚 種	期 間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	"
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)	3月1日から8月31日まで
ごぎ(いわな含む)	"
もくずがに	8月1日から11月30日まで

三 遊漁承認証発行の場所

周布川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

一 漁業権者の住所及び氏名

那賀郡三隅町大字三隅一四三一番地 三隅川漁業協同組合

二 遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項

(一) 遊漁料

(1) 遊漁料の額

魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
あゆ、こい、うなぎ、もくずがに	手釣、竿釣、徒手採捕	1日	2,000円
		1年	7,500円
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)	手釣、竿釣、徒手採捕	1日	1,300円
		1年	5,500円

魚 種	漁具・漁法	期間	特別遊漁料
うなぎ	うなぎ籠	1年	2本まで 5,500円
			3本目から1本につき 500円
あゆ、こい、うなぎ	たも網 投網	1年	10,000円

小学生・未就学の幼児	無料
中学生	500円
肢体不自由者	第1項に規定する額の2分の1に相当する額

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に500円を付加する。

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

(二) 遊漁についての制限

(1) 漁具又は漁法

漁具・漁法	規 模
たも網	網口径1.5m以下
投網	網目 3 cm以上、網丈 5 m以下
手釣及び竿釣	あゆの毛針釣、どぶ釣は禁止する

(2) 遊漁期間

魚 種	期 間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)	3月1日から8月31日まで
ごぎ(いわな含む)	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

三 遊漁承認証発行の場所

三隅川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則

一 漁業権者の住所及び氏名

益田市神田町イ六一四番地 高津川漁業協同組合

二 遊漁料及び遊漁についての制限等に関する事項

(一) 遊漁料

(1) 遊漁料の額

種 別	魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料一般 (消費税含む)
第10種	あゆ、こい、ふな、おいかわ(はえ)	投網	日 年	3,500円 14,000円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日 年	2,500円 11,000円
第12種	ごぎ(いわな含む)、やまめ(あまご、降海型やまめ、あまご含む)	竿釣	日 年	1,500円 5,000円
(毛針専用区)	ごぎ(いわな含む)、やまめ(あまご、降海型やまめ、あまご含む)	毛針釣(ルアーは除く)	1日	3,000円
第13種	こい、ふな、おいかわ(はえ)、もくずがに	竿釣	日 年	500円 1,500円
第14種	うなぎ	もじ	年	5,000円
種 別	魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料中学生 (消費税含む)
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣、手釣	年	600円
第12種	ごぎ(いわな含む)、やまめ(あまご、降海型やまめ、あまご含む)	竿釣	年	400円
(毛針専用区)	ごぎ(いわな含む)、やまめ(あまご、降海型やまめ、あまご含む)	毛針釣(ルアーは除く)	1日	1,500円
第13種	こい、ふな、おいかわ(はえ)、もくずがに	竿釣	年	200円
第14種	うなぎ	もじ	年	600円
小学生以下			無料	
身体障害者で一肢以上の機能を失った者			一般の1/2 中学生の1/2	

遊 漁 の 内 容		特別遊漁料 (消費税含む)
魚 種	漁 具 方 法	
あゆ	刺網	3,000円

(注) 遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は上記の額に1,000円を付加する。

(2) 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

(二) 遊漁についての制限

(1) 漁具又は漁法

漁具・漁法	規 模
投網	網目3cm以上、網丈3m以内
刺網	網丈0.8m、網肩30m以内、網目3cm以上

(2) 遊漁期間

魚 種	期 間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で、組合が定め公示する日から12月31日まで
こい、ふな、おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
うなぎ	5月20日から12月31日まで
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

三 遊漁承認証発行の場所

高津川漁業協同組合事務所及び同組合が指定した場所

島根県告示第七百四十五号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		区 間		の 区 域		管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所の名称		備 考
後 B	前 B	後 A	前 A	後	前	敷地の幅員	延長			
一四・〇〇	一四・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一八・〇〇	一四四・〇〇	木次土木建築事務所		道路改良工事
一四・〇〇	一四・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一八・〇〇	一四四・〇〇	大田土木建築事務所		ダブルウェイ解消市道移管
一四・〇〇	一四・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一八・〇〇	一四四・〇〇	大田土木建築事務所		同上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

瓜坂川合線
大田市川合町川合字程原一八三〇番一地先から同字一八三九番乙地先まで

上久野大東線
大原郡大東町大字塩田六五八番一地先から同大字六五六番一地先まで

島根県告示第七百四十六号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八

浅利渡津線			瑞穂赤来線		大田桜江線					
江津市松川町上河戸三九〇番六地先から同町八神六三七番四地先まで			邑智郡瑞穂町大字八色石七一四番三地先から同町大字布施一一五一番一〇地先まで		大田市久利町久利字殿居ノ前六五四番一地先から同町久利字大田ヶ崎三九一番一地先まで		大田市久利町久利字大田ヶ崎三九一番一地先から同町久利字新造六九〇番内一地先まで		大田市久利町久利字市七四六番内三地先から同町久利字新造六九〇番内一地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	前
C	B	A	A	後	前	B	B	A	B	A
六・〇〇〇 三五・〇〇〇	一三・〇〇〇 九一・〇〇〇	二・五〇〇 三二・〇〇〇	二・五〇〇 三二・〇〇〇	一・一〇〇〇 五三・〇〇〇	四・〇〇〇 七・〇〇〇	一三・〇〇〇 二四・〇〇〇	一三・〇〇〇 二四・〇〇〇	五・五〇〇 二二・〇〇〇	一四・〇〇〇 一五・〇〇〇	五・三〇〇 七・六〇〇
三五九・〇〇〇	二、〇五四・〇〇〇	三、三三五・〇〇〇	三、三三五・〇〇〇	五〇五・〇〇〇	五〇五・〇〇〇	二六一・〇〇〇	二六一・〇〇〇	二七二・〇〇〇	五七六・〇〇〇	五一七・九三〇
浜田土木建築事務所			川本土木建築事務所							
トリプルウェイ			"		拡幅		"		"	
上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			"		"		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	上久野大東線	大原郡大東町大字塩田六五八番一地先から同大字六五六番一地先まで	メートル 一四四・〇〇	平成十五年九月五日	木次土木建築事務所	
"	吉田瑞穂線	邑智郡瑞穂町大字鱒淵二番四地先から同町大字下田所七九番三地先まで	一六〇・〇〇	"	川本土木建築事務所	
"	市木井原線	邑智郡石見町大字矢上一九二番一地先から同大字一九〇二番四地先まで	八二・〇〇	平成十五年九月九日	"	
"	田所国府線	浜田市宇野町一八七七番二地先から同町六七番地先まで	メートル 九五・〇〇	平成十五年九月五日	浜田土木建築事務所	

島根県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり道路の部分を自動車専用道路として指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	指定する区間		道路の部分		指定年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		敷地の幅員	延長	敷地の幅員	延長			
県道	はまたりリゾート線	浜田市上府町イ一四七六番四から同町イ二四四五番一六まで	メートル 一三三・一〇〇 六七・〇〇	メートル 一一二・二〇〇	平成十五年九月五日	浜田土木建築事務所		
"	下府江津線	江津市敬川町三五二番一から同町八八番まで	メートル 一四・五〇〇 一一二〇・〇〇	メートル 四六〇・〇〇	"	"		

島根県告示第七百四十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者 の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成十五年八月二 十六日	益田市	久城 ² 地区	告示の日から平成十七 年三月三十一日まで
平成十五年八月二 十六日	江津市	波子町高田・敬川町大 峠地区	告示の日から平成十六 年七月九日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあった年月日

平成十五年八月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アンダンテ二十一

三 代表者の氏名

吉田篤志

四 主たる事務所の所在地

益田市あけぼの本町四番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、石見地方に生活する人々に対して、自然環境の保全、地域内の人的交流等に関する事業を行い、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、大田都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第一条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年九月三十日 午後三時から

二 開催場所

大田市大田町大田イニ二八番地 大田市民センター

三 都市計画の案の概要

大田都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

魅力ある地域資源を最大限活用し、県央地域の中心都市としての機能を果たすため、良好な居住環境と文化的環境が整った都市の形成を目指すこととする。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方法

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案

し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和に関する方針」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

山陰道等広域幹線を主軸として都市内幹線道路、市街地内道路網を形成するとともに、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

また、整備水準の目標としては、用途域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり三・五キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るとともに、近年の都市化により、浸水被害のおそれがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るための河道改修やダムによる洪水調節により下流の洪水の軽減を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね八パーセントとする。

河川については、二級河川静間川は計画高水流量を基準地点棚において毎秒千二百七十五法メートルと定め、洪水の安全な流下を図る。また、その他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設について

は、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動等に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

本区域の新たな顔として魅力ある中心市街地を形成するとともに、駅前広場整備による交通結節点機能の強化や都市機能の拡充を図るため、土地区画整備事業による計画的市街地整備を行い、居住人口の確保、商業の活性化等を図っていくものとする。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

三瓶山周辺、石見銀山遺跡周辺及び大田市海岸においては、人為的に破壊することなく観光、リゾート地として活用を図っていくとともに、本区域の自然、文化及び伝統を後世に伝えつつ明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約十二パーセント、おおむね五十五ヘクタールとする。

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり八十三平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月二十三日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、大田市役所に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、大田土木建築事務所及び大田市役所へ掲示等により事前に周知することとする

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年 9月 5日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 9月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名

大田都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙 2枚以内程度とすること。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年九月二十五日 午後七時から

二 開催場所

宍道町大字昭和一番地 宍道町役場 大会議室

三 都市計画の案の概要

宍道都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

計画的・合理的な土地利用の実現とこれを支える都市基盤の整備を進めるとともに、周辺市町との広域的な連携を図りつつ、湖と緑に包まれる自然環境豊かな個性的な風景など本区域の特色を生かし、自然と共生・調和した、住みよく快適な都市づくりを推進するものとする。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方法

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和に関する方針」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「災害防止の観点から必要な市街地の抑制、」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、宍道都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

広域的な主要幹線道路と都市内の幹線道路を有機的に連絡し、交通の要衝としての立地特性が十分発揮できる交通体系を整備する。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり四・五キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあるため、河川改修を積極的に推進するとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

なお、人々が親しめる空間づくりや動植物の良好な生息・生育環境の保全などに配慮しながら安全な暮らしを守るための河川整備に努めるものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね九十九パーセントとする。

河川については、一級河川斐伊川は、年超過確率百五十分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保すること目標に整備する。

(三) 市街地開発事業の方針

宍道駅南地区は、道路など都市施設整備と併せた面的開発を進めることにより、商業施設や良好な住環境を整備し、市街地の活性化及び定住化の促進を図る。また、宍道駅北側の既成市街地においては、老朽家屋の更新や、細街路網や小公園の整備誘導による防災安全性の向上や景観の保全等による市街地整備を図るものとする。

四 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

宍道湖とそれを囲む山々による調和のとれた美しい自然環境は貴重な資源であ

り、景観の保全も含めた水と緑の環境を保全するとともに、自然に親しめる場として活用を図る。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約七パーセント、おおむね十四ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり三十平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月十八日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、宍道町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、松江土木建築事務所及び宍道町役場へ掲示等により事前に周知することとする

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二 五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年 9月 5日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 9月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)
氏名 (ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名
宍道都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙 2 枚以内程度とすること。

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定に基づき、仁多都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則 (昭和四十五年島根県規則第一号) 第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年九月二十六日 午後二時から

二 開催場所

仁多町大字三成四三三番地 カルチャープラザ仁多 農事研修室

三 都市計画の案の概要

仁多都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

本区域を、仁多町における経済・商業・生活サービスの中心と位置づけ、若者の定住、流入を促す地域として、農山村という地域の特性を活かした創造性あふれるまちづくりを進める。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方法

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね七十パーセントとする。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に含まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり九十五・一平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月十九日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到達するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、仁多町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、仁多土木事務所及び仁多町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年9月5日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し上げます。

平成15年9月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 氏名

意見の公述を希望する都市計画区域名
仁多都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、横田都市計画整備、開発及び保全の方針の決定に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月五日

一 開催日時

平成十五年九月二十六日 午後七時から

二 開催場所

横田町大字横田一〇三七番地 横田町コミュニティセンター 大ホール

三 都市計画の案の概要

島根県知事 澄田信義

横田都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

起業促進・地域間交流の拡大を図りながら、本区域の持つ美しい自然・景観、香り高い地域文化の振興を目指し、高齢者や子供にやさしく、誰もが安心して健康で暮らせるまちづくりを進める。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年后までには、一平方キロメートル当たり一・八キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年

の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十五年度末の下水道普及率をおおむね一〇〇パーセントとする。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約十八パーセント、おおむね八ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり九十五・一平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月十九日までに、松江市殿町八番地島根県土木

別記様式

意見申出書

平成15年9月5日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年9月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名

横田都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

部都市計画課へ到達するように提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、横田町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、仁多土木事務所及び横田町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、大社都市計画整備、開発及び保全の方針の決定に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年九月三十日 午前十時から

二 開催場所

大社町大字杵築南一三三八番地九 大社文化プレイスつらら館 ご縁ホール

三 都市計画の案の概要

大社都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

出雲大社とその周辺の歴史的な建造物や古いたたずまいを残す中心市街地の都市機能の更新を図り、文化と歴史の香り高いまちとして賑わいを取り戻すことにより、文化活動の充実と交流を図り、あわせて、商工業、観光産業及び伝統産業等の地域産業の活性化を図る。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」

のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり三・四キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね八一パーセントとする。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本

区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約十四パーセント、おおむね四一ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり三一・八平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月二十二日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到達するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、大社町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、出雲土木建築事務所及び大社町役場へ掲示等により事前に周知することとする

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二 五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年9月5日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年9月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名

大社都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、桜江都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催する。島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月五日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十月二日 午後二時から

二 開催場所

桜江町大字川戸一番地一 桜江町コミュニティセンター 青年研修室

三 都市計画の案の概要

桜江都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

過疎化や高齢化などの社会情勢の変化や地域間の連携強化に積極的に対応した計画的、合理的な土地利用の実現、及び都市基盤の整備を進める。また、河川などの恵まれた自然環境の保全を図り、安心して暮らせる生活環境の確保など本区域の特色を生かしたまちづくりを進める。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

国道二六一号を軸とした広域交通体系を確立するとともに、安全で快適な市街地内道路の整備や公共交通機関の充実を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るための河道改修や放水路の建設により下流の洪水の軽減を図るものとする。また、その他の中小河川については必要に応じて河川改修を実施し、洪水の安全な流下を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね百パーセントとする。

河川については、一級河川江の川は計画高水流量を基準地点川本において毎秒九千七百立法メートルと定め、洪水の安全な流下を図る。支川小谷川は年超

過確率三十分一に對する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、その他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設
供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動等に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針
本区域の代表的な自然環境である江の川、八戸川、小谷川等の河川を中心とし、水資源を基調とした豊かな自然環境の保全と緑地の整備を推進していく。

(2) 緑地の確保水準
都市公園等の施設として整備すべき目標水準
平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり百平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出
公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月二十五日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人
知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、桜江町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止
公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、川本土木建築事務所及び桜江町役場へ掲示等により事前に周知することとする

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二

別記様式

意見申出書

平成15年9月5日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 9月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)
氏名 (ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名
桜江都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、津和野都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月五日

一 開催日時
平成十五年十月一日 午後一八時三十分から

二 開催場所
津和野大字後田口一〇六番地 津和野町民センター 大集会室

島根県知事 澄田信義

三 都市計画の案の概要

津和野都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

津和野町は、島根県の西の玄関口として古くから政治・経済・文化の中心として栄えており、数々の史跡・名称・文化財を有している。また近年、新たな観光施設も整備が進められており、歴史・文化の交流拠点として機能強化が図られている。

本町の有する自然環境や歴史的・文化的資源を保全・活用することで、交流入口の拡大を進めるとともに、人と環境にやさしいまちづくりを図る。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

周辺市町村との連携強化と市街地通過車両の軽減を図るため、主要地方道「秋津和野線」一般県道「柿木津和野停車場線バイパス」の整備を進めるとともに、コミュニティ道路として安全で快適な市街地内道路の整備や公共交通機関の充実を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。
河川については、「津和野川ふるさとの川整備計画」に基づき環境整備を図るとともに、支川については公共下水道や河川の整備と調整を図りながら整備を進める。また水路については、津和野町の都市景観を特徴づける重要な要素であることから保全・活用を図る。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね七四パーセントとする。

河川については、津和野については、ふるさとの川整備計画に基づく環境整備を併せて、所定の規模の降雨による洪水に対処することを目標に整備する。支川については地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

本区域の恵まれた自然と文化・伝統を生かし、さらに快適な魅力あるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる街並みの保全の4つの観点から公園緑地等の整備を図る。

四 公述の申し出

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年九月二十四日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、津和野役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、津和野土木事務所及び津和野役場へ掲示等により事前に周知することとする

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

平成十五年九月五日印刷
平成十五年九月五日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江市学殿南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

毎週火・金曜日発行

別記様式

意見申出書

平成15年 9 月 5 日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 9 月 日

島根県知事 澄田信義様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名

津和野都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙 2 枚以内程度とすること。